

守口市いじめ防止基本方針

平成27年2月

守口市

目次

はじめに	1
I いじめ防止等のための基本的な考え方	
1 いじめの定義	2
2 基本理念	2
3 いじめの未然防止	3
4 いじめの早期発見	4
5 いじめへの対処	4
6 重大事態への対処	5
II 教育委員会として取り組む施策	
1 守口市いじめ問題対策連絡協議会の設置・運営	6
2 守口市立学校いじめ防止対策等審議会の設置	6
3 市立学校への支援	6
4 相談体制の整備と周知	6
5 保護者など市民への啓発活動	7
III 学校が実施する施策	
1 学校いじめ防止基本方針の策定	7
2 いじめ防止等の対策のための組織の設置	7
IV 重大事態への対処	
1 重大事態の報告	8
2 調査の主体と組織	8
3 調査結果の報告及び提供	8
4 市長による再調査等	8
V 関連資料	9
「重大事態への対応チャート」	10
◇ (資料No.1) 「いじめ防止対策推進法」	
◇ (資料No.2) 「いじめの防止等のための基本的な方針」	

はじめに

近年、子どもたちを取り巻く社会状況が著しく変化する中で、携帯電話やスマートフォン等を使ったいじめなど、いじめの問題についても多様化するとともに、より複雑になり深刻化する傾向にあります。

いじめの問題は、子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることから、その対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、関係機関等と積極的に連携しながら取り組むことが必要です。

また、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、様々な違いによって差別したりといった大人の振る舞いが子どもに影響を与えるという指摘もあることから、いじめの問題は、子どもを取り囲む大人一人ひとりのいじめ問題に関する意識と、それぞれの役割と責任を自覚し、学校を含めた社会全体の課題として捉える必要があります。

このため、国においては、いじめの防止等のための対策に関する基本理念や国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や対策について定めた「いじめ防止対策推進法」を平成25年6月28日に公布し、同年9月28日に施行されたところです。

守口市では、これまで、いじめは「重大な人権侵害事象であり、根絶すべき課題として未然防止に努めなければならない」「いじめられた児童生徒の立場にたって取組み、速やかに解決する必要がある」という考えのもと、平成24年には市立学校の全児童生徒を対象に「守口市いじめアンケート」を実施し、学校に対しては「いじめ対応マニュアル」「問題行動への対応について」を配付しました。さらに平成26年4月からは守口市教育センターに「いじめホットライン」の設置など、いじめ防止対策に取り組んできました。

いじめの防止等の対策は、全ての子どもが安心して楽しく学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが起こらない環境をつくり出すことが肝要であることから、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、市教育委員会及び学校における取組みを明らかにするとともに、重大事態が発生した場合の対応などについて、市としてのいじめに対する総合的な方針として、「守口市いじめ防止基本方針」を定めるものです。

この基本方針に基づき、いじめ防止のために守口市内のすべての学校や関係機関をはじめとして市民全体で、いじめ問題の克服に向けて取り組んでまいります。

I いじめ防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法による定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第2条では、『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該の子どもが関わっている仲間や集団（グループ）など、当該の子どもとの何らかの人的関係をさします。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

(2) 留意点と具体例

いじめには多様な態様があります。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あります。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立って、当該の子どもの表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければなりません。

そして、具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられます。

- ・ 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合があります。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取ることが必要です。

2 基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長

に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。いじめは、全ての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要です。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。

(2) 互いに尊重し合える豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感し受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事です。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成し身に付けていかなければなりません。

とりわけ学校では、互いに尊重し合える豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続していくことが必要です。

(3) 学校・家庭・地域が一体となって取り組む

いじめは学校だけの問題ではありません。いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

そのため、中学校区連携推進協議会等の学校支援地域本部活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要があります。また、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切です。

3 いじめの未然防止

(1) 大人の役割と責任を果たす

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、様々な違いによって差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与え、いじめを助長させるという指摘もあります。

いじめの未然防止のためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割・責任を自覚し行動することが大事です。

(2) 子どもの人権意識を育む

いじめを生み出さないためには、学校・家庭・地域が一体となって子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、人権意識を高め、「いじめは許されない」、「いじめを許さない」という環境づくりを進めていくことが必要です。

とりわけ学校では、子どもが目的を持った学校生活を送り、クラス集団等の信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組みを、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間はもとより、子どもが気軽に安心して相談できる体制づくりなどに取り組むことにより、総合的かつ効果的に推進していくことが必要です。

4 いじめの早期発見

(1) ささいな変化に気付く

未然防止の取組みを充実させるとともに、いじめはいつでもどこでも起こりうるとの認識を持って早期発見に努め、機を逃さず対応することが重要です。

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがあります。そこで、学校・家庭・地域が子どものささいな変化にも気付く力を高めることが必要です。どのようなささいな兆候であっても見逃さず、早い段階からの確に関わりを持つことが何より大事です。

また、学校においては、職員会議などを通じて「いじめ問題」に対応する組織力の充実に努めていくとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、市及び府等に設置されている電話相談窓口の周知等により、子どもがいじめを相談しやすい体制を整えることが大事です。

(2) 情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であり、子どものささいな変化やいじめの兆候を感じ、また見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応しなければなりません。特に、子どもが気づいたときには、学校・家庭・地域で気がねなく相談できる環境を整えることが大事です。

5 いじめへの対処

(1) 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合、まずはいじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保を最優先にしなければなりません。

そのため、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう関係者間で緊密に連携できる体制を整えておくことが大切です。

その上で、いじめたとされる子どもに対して事実関係の確認を行います。

学校では、各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」及び市教育委員会が策定した「いじめ対応マニュアル」「問題行動への対応について」を活用するなど、学校全体でこの事態に対応していくことはもとより、教育委員会や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織としての対応も行っていきます。

(2) いじめ行為には厳重な措置を行うとともに粘り強い指導を行う

いじめた子どもに対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢をもって適切にわかりやすく示すことが必要です。いじめた児童生徒には、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省し、同じ過ちを二度と起こさないという意識を持つことができる環境を整えなければなりません。

いじめた子ども自身には深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合があります。

いじめた子どもが自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちにいたるようには、学校全体での継続的で粘り強い説諭や、当事者の子どもとの話し合いなどにとどまらず、保護者へのはたらきかけや、地域の関係者などの協力も得ながら、情緒的な安定を獲得していく中で、規範意識や社会性を育成していかなければなりません。また、事案に応じ、警察や福祉機関との連携による指導も必要です。

(3) 集団全体の課題としてとらえる

いじめを見ていたり、同調したりした子どもの中にも様々な思いを抱えている子どもたちがいます。いじめられたものの立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容を求めなければなりません。

はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめられている子どもにとっては孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくことが重要です。

6 重大事態への対処

いじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じ過ちが繰り返されることのないよう対策を講じることが必要です。

そのため、市、教育委員会、学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要があります。

【重大事態の意味】

法第28条には、学校または教育委員会が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

○ 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例)・児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○ いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び教育委員会の判断で調査に着手することが必要。

II 教育委員会として取り組む施策

1 守口市いじめ問題対策連絡協議会の設置・運営

市は、法第14条第1項に基づき、いじめ問題等に関係する機関の連携を図るため、「守口市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という）を設置します。

連絡協議会の構成員は、教育委員会及びいじめの防止等に関係する所管、団体等により構成し、別に定めることとします。

連絡協議会は、守口市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）に基づく取組みを効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行います。

また、市基本方針の内容について、PDCAサイクルにより点検し、必要に応じて教育委員会が見直しを行います。

2 守口市立学校いじめ防止対策等審議会の設置

法第14条第3項に基づき、市立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、条例により教育委員会に「守口市立学校いじめ防止対策等審議会」（以下「審議会」という）を設置します。

審議会は、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成します。

審議会は、法第28条に基づき、学校での重大事態に係る調査を行います。

3 市立学校への支援

（1）学校の取組みに対する指導等

市教育委員会は、学校におけるいじめ防止基本方針の検証・改善や体制の確立、及びいじめ防止の取組みの推進等に関して、指導・助言するとともに必要な情報提供を行います。

また、府教育委員会と連携し、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者を派遣する等いじめの防止を含む教育相談への対応や年間計画に沿った学校の取組みへの支援を行います。

学校からいじめ事象発生 of 報告を受けた際には、学校が行う調査内容及び今後の対応を確認した上で、市教育委員会として適切な指導、助言を行うとともに、必要に応じて指導主事の派遣や、府教育委員会と連携し専門家を派遣する等、学校のいじめへの対応を支援します。

（2）教員の資質向上

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、いじめ問題に関する研修の充実を通じて教員の資質能力の向上を図ります。

4 相談体制の整備と周知

（1）教育相談の実施

いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備として、守口市教育センターにおける教育相談（「いじめホットライン」）を開設しています。

(2) 相談窓口の周知

守口市教育センターの教育相談をはじめとして市や大阪府等の相談窓口について、市教育委員会のホームページ及び市立学校に在籍する全ての子どもを対象に「いじめホットラインカード」の配布及びポスターの掲示等にて周知します。

5 保護者など市民への啓発活動

法第9条において、保護者は、保護する児童等がいじめを行うことのないように規範意識を養うための指導等を行い、またいじめを受けた場合には適切にいじめから保護するものとする事、さらに国、地方公共団体、学校の設置者及び学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとされています。

こういった保護者の責務を果たせることができるように、PTA対象の人権研修等を行うとともに、保護者や地域住民に対し、いじめの問題やこの問題への取組みについて広報やホームページ等を活用した啓発活動を行っています。

Ⅲ 学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 学校いじめ防止基本方針の内容

法第13条に基づき、学校は、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組みを行うかについての基本的な方向や取組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）として定めています。

学校基本方針には、いじめ防止に関する学校の基本的な考え方のほか、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などについて定めることとしています。

また、子ども一人ひとりが自己実現を果たすことができるような教育活動を進めるため、いじめ防止等の取組みについて学校教育計画に位置付け、示すこととしています。

(2) 学校基本方針の運用

学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているか、法第22条に基づき校内に設置する組織を中心に点検し、保護者・地域関係者等の意見を取り入れながら、PDCAサイクルにより必要に応じて見直すことが大切です。

学校基本方針については、子ども、保護者に対していじめに対する考え方や取組みについて説明し、理解を得るとともに、Webページなどに掲載し周知します。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

法第22条に基づき、学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、スクールカウンセラー等により構成される組織を置きます。

IV 重大事態への対処

1 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に事態発生について報告を行います。

2 調査の主体と組織

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断します。

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「いじめ防止等の対策のための組織」が調査を行います。

教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

(2) 教育委員会が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査を行います。

その際には、教育委員会内に設置する附属機関「守口市立学校いじめ防止対策等審議会」が行うこととします。

3 調査結果の報告及び提供

調査結果の内容については、教育委員会から市長に速やかに報告を行います。

学校又は教育委員会は、いじめられた子どもやその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。

4 市長による再調査等

(1) 再調査の方法

- ① 市長は、3の調査結果の報告を受けた際には、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、報告結果について再調査を行うことができます。
- ② 再調査の実施機関が調査を行う場合は、公平性・中立性が確保されるよう、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の専門家で構成します。
- ③ いじめられた子ども及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ① 市長は、市立学校の再調査の結果を議会に報告しなければならない。

- ② 市長及び教育委員会は、市立学校に対して当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

V 関連資料

- ◇ (資料No.1) 「いじめ防止対策推進法」 (文部科学省のホームページへ移動します)
- ◇ (資料No.2) 「いじめの防止等のための基本的な方針」 (文部科学省のホームページへ移動します)

重大事態の発生

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

